

ELEKTRISOLA 杭州益利素勒精线

Hangzhou Co., Ltd.

有限公司

エレクトリゾーラより REACH 規則に関するお知らせ

お客様各位

いつもお引き立て頂きまして、誠にありがとうございます。

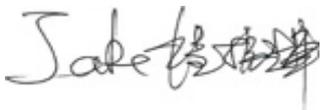
さて、この度欧州では『化学物質の登録、評価、認可及び制限(REACH; Registration, Evaluation and Authorization of Chemicals)に関する欧州議会及び理事会規則』により、2008年12月1日以降、化学物質の登録が必要となりました。ちなみにエナメル線は化学物質ではなく成形品のひとつであると考えられるため、登録を求められてはおりません。

欧州化学物質庁(ECHA; European Chemicals Agency)は、成形品に重量比で0.1%以上含まれてはならないものとして添付候補リストの化学物質を公表しました。これに当たり、エレクトリゾーラは、弊社のエナメル線製品が、ECHAがこれまでに公表した下記 REACH 規則に準拠していることをここに言明いたします。

- i. 高懸念物質 (SVHC)
2021年7月8日公表 219物質
(<https://echa.europa.eu/candidate-list-table>)
- ii. REACH 規則付属書 XIV 認可対象物質リスト
2021年7月8日公表 54物質
(<https://echa.europa.eu/authorisation-list>)
- iii. REACH 規則付属書 XVII 制限対象物質リスト
2021年7月8日公表 69物質
(<https://echa.europa.eu/substances-restricted-under-reach>)

エレクトリゾーラの欧州工場の仕入先はすべて REACH 規則に対応しており、仕入れに関して問題はないものと考えます。

ご質問やご不明な点などございましたら、お問い合わせ下さい。



Jake Cheng Zhenhui
Quality Manager
Elektrisola Hangzhou Co., Ltd

phone: +86 571 8852 0788
fax: +86 571 8852 0780
email: jake.cheng@elektrisola.cn

改訂 25: 2021年7月8日